

## 1 事業の趣旨

保育の仕事に関心のある者に対して、直接職場体験を行う機会を提供することで、実際の知識や技術・技能に触れることを通して保育士として働く意義を理解し、就職に向けた選択や卒業後の進路選択の参考にできるように、体験の場を提供することを目的とする。

## 2 実施主体

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下「本会」という。）

## 3 調整機関

愛媛県福祉人材センター、愛媛県保育士・保育所支援センター

## 4 対象者

以下のうち、本会が認めるものとする。

- (1) 保育の仕事に関心のある方
- (2) 保育の仕事に就きたいと思う方
- (3) 将来の進路の参考にしたい生徒・学生（中学生以上）

## 5 期 間

令和8年5月1日（金）～ 令和9年2月26日（金）（この間の1～3日間）

## 6 体験内容・体験時間

体験希望者に保育所等の雰囲気や保育士の仕事内容を直接知ってもらう事を目的とし、次のメニューを含め、実施する。

- (1) プログラム
  - ①オリエンテーション（職場の概要や施設利用者の特性等を説明）
  - ②職場体験の振り返り（体験実施後に感想及び質問の時間を持つ）
  - ③就職に向けた体験の場合は、採用募集の労働条件や採用試験等の説明をする。
- (2) 体験内容の例
  - ①園児や職員との交流
  - ②活動の補助

## 7 経費の負担等

参加費は無料とし、交通費及び昼食代は体験希望者の自己負担とする。

## 8 経費謝金

体験事業の完了報告書を受領後、1人あたり1日につき5,000円を受入事業所に支払う。

## 9 申込方法

体験希望者は、申込前に誓約事項を確認後、実施希望日の1か月前までにホームページの申込フォームに必要事項を入力し、申し込みを行う。

## 10 受入決定

本会が体験希望者及び受入事業所の長との日程調整を行い、調整後、体験希望者に対して受入決定通知書（通知様式A）を送付するものとする。事業所には受入依頼書（通知様式B）を送付する。

## 11 保 険

本会が、全国社会福祉協議会の「ボランティア行事用保険」に加入し、体験者のケガの補償及び賠償責任を補償する。

## 12 個人情報の取り扱い

職場体験を受けた事業所は、職場体験中に知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。体験を終えた後もまた同様とする。

## 13 問合せ先

愛媛県保育士・保育所支援センター（担当：川越・吉川）

愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 人材研修課

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号

TEL 089-921-5344 FAX 089-921-3398

Eメール jimukyoku@e-h-sc.jp

